

2018年9月25日

お客さま各位

日本航空株式会社

【ご案内】 上海(虹橋)を經由して中国国内に転送される貨物の 書類要件の変更について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より JALCARGO に格段のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

さて、上海(浦東・虹橋)経由の中国国内転送貨物につきましては、2017年5月26日付(17-010)にてお知らせしておりますが、今般中国税関より上海(虹橋)から中国国内転送される貨物について提出書類の要件変更の通知がございました。

何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 適用開始日

即日

2. 対象貨物

上海(虹橋)を經由して中国国内に転送されるすべての貨物 (トラック転送を含む)

(※)上海(浦東)を經由する貨物の書類要件に変更はございません(下記 3.①のみ)

3. 書類要件

下記②③が新たに追加となる書類となります。

①「Form for Transit Shipment via Shanghai / Beijing」

②「**INVOICE**」③「**PACKING LIST**」

つきましては、専用封筒に「For SHA Customs」と表書きし、上記3点を封入して MAWB に貼付いただくよう、お願いいたします。

4. その他

当該書類に正しい情報を記載しご提出いただけない場合は、予定便への搭載や着地での引き渡しが遅れる可能性がございます。何卒ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、弊社営業担当、また各予約案内までお問合せください。

以上

